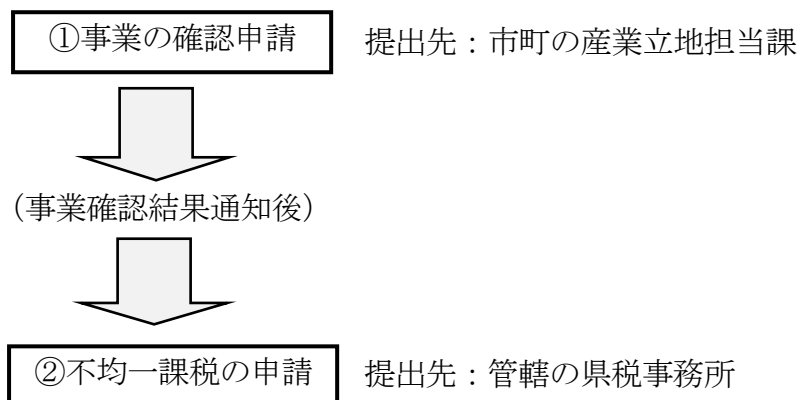


兵庫県産業立地条例に係る

不動産取得税の不均一課税申請のご案内

兵庫県・県税事務所

兵庫県産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（産業立地条例）による不動産取得税の軽減措置（不均一課税）の適用を受けるためには、不均一課税の申請を行う必要があります。

I 手続きの流れ**II 対象不動産****1 家屋**

(1) 不均一課税の対象となるのは、県の区域内において新設され、又は増設された立地促進事業（重点立地促進事業、本社機能立地事業、試験研究施設立地事業及びサプライチェーン対策事業を含みます。）に係る施設の用に供される家屋です。

なお、対象となる家屋であっても、次に掲げる部分は不均一課税の対象になりません。

- ・職員宿舍、従業員用駐車場等の福利厚生施設（事業遂行に不可欠な最小限のものを除く。）
- ・来客用駐車場（無償かつ事業の遂行上必要と認められるものを除く。）
- ・従業員用の更衣室、仮眠室、休憩室、ロッカー室、シャワー室、便所、湯沸室等で、従業員の慰安、娯楽その他便宜を図るための部分（事業遂行に不可欠な最小限のものを除く。）
- ・その他立地促進事業の用に直接供されない部分

(2) 立地促進事業の用に供されている部分とそれ以外の用に供されている部分が明確に区分できない場合（出入口、廊下、階段部分等の共用部分等）は、当該部分が主としていずれの用に供されているかにより区分します。

(3) 不均一課税の適用にあたっては、新規雇用する従業員数の要件があります。

各事業についての詳細や要件、事業確認手続き等については下記Ⅲの問合せ先にお問い合わせください。

2 土地

(1) 不均一課税の対象となる土地は、1の不均一課税の対象となる立地促進事業施設の用に供される家屋（以下「事業家屋」といいます。）の敷地である土地です。

(2) 土地について不均一課税を受けるためには、当該土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする事業家屋の建設の着手が必要となります。

※1年以内：災害等やむを得ない理由があると認められる場合は2年に延長できます（申請が必要です）。

※建設の着手：一定期間内の施設稼働を促すための要件で、必ずしも建築基準法上の着工の考え方と同じではありません。事業家屋建設に係る一連の工事（例：水盛遣方）の開始日より総合的に判断します。

(3) 不均一課税が適用される土地の範囲は、事業家屋の敷地のうち当該家屋の不均一課税の対象となる部分の垂直投影部分に限られます。

この垂直投影部分とは、家屋を真上から投影した場合の建床面積部分をいい、軒下等の面積は含みません（産業立地条例施行規則で規定する「輸送・物流に関連する分野」に属する事業については、軒下等の面積を含む場合があります。）。

★地域産業立地課による審査・調査の結果、適当と認められない部分については、不均一課税が適用されないことがありますのでご注意ください。

II 提出書類

不均一課税の申請に必要な書類は次表のとおりです。土地を取得した場合は表中「土地」欄に○印のある書類を、家屋を取得した場合は表中「家屋」欄に○印のある書類を提出してください。

<表>

提出書類		土地	家屋
①	不動産取得税不均一課税申請書(産業立地条例施行規則様式第2号) ^{※1}	○ (土地分)	○ (家屋分)
②	立地促進事業家屋床面積表 ^{※1} (立地促進事業以外の用に供される部分がある場合は、求積表など床面積の積算基礎を明確にした書類も必要)	—	○
③	建物配置図及び各階平面図(施設の位置及び用途を明確にしたもの)	—	○
④	立地促進事業確認結果通知書(写し)	○	○ ^{※2}
⑤	不動産の登記事項証明書	○ (土地分)	○ (家屋分)
⑥	施設の建設計画を明確に表す書類 (事業計画書、工程表等)	○	—
⑦	施設の位置及び用途を明確に表す書類 (建築計画図等)	○	—
⑧	その他説明資料となる書類 (パンフレット等)	○	○ ^{※2}

※1 用紙は県税事務所にあります。

※2 土地に係る申請時にすでに提出された書類は家屋に係る申請時には不要です。

III 問合せ先

- (1) 立地促進事業として支援対象であることについて予め確認を受けたい場合
取得する不動産の所在地を管轄する市町の産業立地担当課
- (2) 産業立地条例に基づく支援制度全般について
兵庫県産業労働部地域産業立地課 (電話：078-341-7711 (内線 3537))
- (3) 不動産取得税の不均一課税申請に関する手続について
取得した不動産の所在地を管轄する県税事務所の不動産取得税担当課